

森林整備事業実施要領

平成15年1月7日
5 森 第 1 0 4 号
最終改正 令和6年7月9日
6 林 第 4 4 0 号

森林整備事業の実施及びその取扱いについては、京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）（以下「要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号 農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号 林野庁長官通知）（以下「国要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号 林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「国運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号 農林水産事務次官依命通知）（以下「交付金要綱」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号 林野庁長官通知）（以下「交付金要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業内容

森林整備事業の事業内容は、要綱の別表のとおりとし、事業の種類及び事業の細目ごとの施行基準については、別表のとおりとする。ただし、別表に定めのない細部取扱いについては、国要領及び国運用の定めに従うものとする。

1 森林環境保全整備事業

(1) 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を行う。

(2) 特定機能回復事業

自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できない森林等で行う次の事業とする。

ア 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林において、事業主体が森林所有者等との協定（市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される協定をいう。（以下「特定機能回復協定」という。））等に基づいて人工造林等を行う。

イ 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との特定機能回復協定に基づいて、人工造林等を行う。

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に府民生活又は社会経済活動

に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定（以下「重要インフラ施設協定」という。）に基づいて、人工造林等を行う。

エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて一貫作業等を行う。

オ 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条 7 項に規定する樹種転換をいう。）を行う。

2 共生環境整備事業

(1) 森林空間総合整備事業

森林法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に定める公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画（森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

4 森林災害対策事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 11 条の 2 第 2 項に規定する森林災害復旧事業として、災害による森林の被害を復旧するために行う。

5 森林雪害緊急整備事業

豪雪による森林の被害を復旧するために行う。

6 森林災害緊急整備事業

暴風等の気象害による森林の被害（豪雪によるものを除く。）を復旧するために行う。

第 2 対象事業の範囲等

補助の対象となる事業の範囲、事業主体は要綱の別表のとおりとするほか、事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全整備事業

(1) 対象事業の範囲等

森林環境保全整備事業の対象とする事業の内容は要綱の別表のとおりとし、事業区分ごとの対象範囲は次表のとおりとする。

ただし、除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業については、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において、補助事業等（治山事業を含む）による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に限り補助の対象とする。

区 分	森林環境保全直接支援事業	特定機能回復事業					
		森 林 緊 急 造 成	被 害 森 林 整 備	重 要 イ ン フ ラ 施 設 周 辺 森 林 整 備	林 相 特 対 (定 ギ 工 林)	保 全 松 林 緊 急 保 護 整 備	
						保 全 松 林 健 全 化 整 備	松 林 保 護 樹 帯 造 成
人工造林	○	○	○	○			○
樹下植栽等	○	○	○	○			○
下刈り	○	○	○	○	○		○
雪起こし	○	○	○	○			○
倒木起こし	○	○	○	○			○
枝 打 ち	6 齢 級 以 下	○					
	12 齢 級 以 下 (間伐と一体的に実施)	○					
	18 齢 級 以 下 (更新伐と一体的に実施)	○		○	○		
除伐	○	○	○	○			○
保育間伐	○		○	○			○
間伐	○						
一貫作業					○		
更新伐	○		○	○			○
衛生伐						○	
附 帯	鳥獣害防止施設等整備	○	○	○	○	○	○

施設等整備	林内作業場等整備	○	○	○	○	○		
	林床保全整備	○	○	○	○	○		
	荒廃竹林整備	○	○	○	○			○
森林作業道整備		○	○	○	○	○		○

(2) 事業主体

事業区分ごとの事業主体は、要綱別表及び次表のとおりする。

事業主体	森林環境保全直接支援事業	特定機能回復事業				
		森林緊急造成	被害森林整備	重要インフラ施設周辺森林整備	林相転換特別対策(特定スギ人工林)	保全松林緊急保護整備
市町村	○	○	○	○	○	○
森林所有者	○		○			○
森林組合	○	○	○	○	○	○
生産森林組合	○	○	○	○	○	○
森林組合連合会	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人等	○	○	○	○	○	
森林所有者の団体	○					○
森林経営計画の認定を受けたもの	○		○			○
特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	○					
森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)	○	○	○	○	○	○

(3) 事業規模等

ア 森林環境保全直接支援事業

1 施行地の面積0.1ヘクタール以上(附带施設等整備、森林作業道整備を除く。)

ただし、水田跡地で行う人工造林は1施行地の面積0.05ヘクタール以上とする。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

なお、搬出材積は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、必要に応じて、1ヘクタール当たり90立方メートルを上限として、搬出材積に末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

(ア) 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、要綱第3条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

(イ) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「経営管理実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、(ア)の規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「経営管理実施権配分計画」と読み替えるものとする。

イ 特定機能回復事業

1 施行地の面積0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備、森林作業道整備を除く。）

ただし、水田跡地で行う人工造林は1施行地の面積0.05ヘクタール以上とする。

これに加えて、林相転換特別対策（特定スギ人工林）の一貫作業、下刈りについては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5ヘクタールとし、伐区については連たんしないものとするとともに、次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官通知。以下「スギ花粉発生源対策推進方針」という。）に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施するものであること。

(イ) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。

(ウ) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

2 共生環境整備事業

(1) 対象事業の範囲

共生環境整備事業の対象とする事業内容は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型森林整備は次のとおりタイプを細分する。

ア 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

イ 市民主導タイプ

市民グループ等（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等）が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

ウ 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境 教育促進 整備	森林健康 促進整備	市民参加型整備			野生生物 共生林整備
			行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
附帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○

(2) 事業主体

ア 森林空間総合整備事業

市町村

イ 絆の森整備事業

(ア) 市民参加型整備

a 行政支援タイプ

市町村

b 市民主導タイプ

森林経営計画の認定を受けたもの（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

c 市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けたもの又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(イ) 野生生物共生林整備

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林法施行令第11条第8号に規定する森林所有者の団体及び森林経営計画の認定を受けたもの。

(3) 事業規模等

森林空間総合整備事業にあつてはおおむね50ヘクタール以上のまとまりがある森林、絆の森整備事業にあつては1施行地の面積が0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

3 機能回復整備事業

(1) 対象事業の範囲

機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業を対象とする。事業の内容は、花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

これに加えて、次に掲げる事項を満たすものであること。

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施

業の実施について委託を受けている場合を含む。)が実施すること。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できるものであること。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、要綱の別表中の附帯施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めること。

エ 要綱の別表中の森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権限を有する者を書面において明らかにすること。

(2) 事業規模等

1 施行地の面積 0.1 ヘクタール以上

4 森林雪害緊急整備事業

(1) 対象事業の範囲

森林雪害緊急整備事業の対象とする事業内容は、次表のとおりとする。

区 分	事業内容
復旧造林等	第2の1の(1)の表中の森林環境保全直接支援事業における人工造林、保育間伐、間伐又は更新伐にあたるもの。ただし、当該施業と一体的に実施する作業道の開設、改良及び復旧を含む。
機能回復	本数率で30パーセント以上の被害木の伐採及び整理を行うもの(復旧造林等に該当するものを除く。)

(2) 附帯施設等整備

附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)は、第2の1の(1)の表中の森林環境保全直接支援事業における鳥獣害防止施設等整備と同等のものであって、かつ人工造林と一体的かつ同一年度内に実施するものに限り補助の対象とする。

(3) 事業規模等

1 施行地の面積 0.1 ヘクタール以上(附帯施設等整備を除く。)

5 森林災害緊急整備事業

(1) 対象事業の範囲

森林災害緊急整備事業の対象とする事業内容は、次表のとおりとする。

区 分	事業内容
被害木整理	本数率で30パーセント以上の被害木の伐採及び整理を行うもの(1の(1)の表中の除伐、保育間伐、間伐及び更新伐に該当するものを除く)

(2) 事業規模等

1 施行地の面積 0.1 ヘクタール以上

第3 事業計画等

森林環境保全整備事業に係る事業計画の作成等については、次のとおりとする。

共生林整備事業に係る事業計画の作成等については、交付金要綱及び交付金要領に基づき実施するものとする。

機能回復整備事業に係る事業計画の作成等については、別途定めるものとする。

森林雪害緊急整備事業に係る事業計画の作成等については、復旧造林等の区分を実施するものにあつては、森林環境保全整備事業に準じ、機能回復の区分を実施するものにあつては、別途定めるものとする。

森林災害緊急整備事業に係る事業計画の作成等については、別途定めるものとする。

1 事業計画の作成

- (1) 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区ごとに森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 事業計画の計画期間は5年間とする。
- (3) 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

2 事業計画の承認及び変更

- (1) 知事は、林野庁長官に前項の規定により作成した事業計画の承認を申請するものとする。
- (2) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、前項(3)及び上記(1)の規定を準用するものとする。なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。
- (3) (2)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、計画期間の変更及び事業量の著しい増減とし、事業量の著しい増減は次に掲げるものに該当する場合とする。
 - ア 森林整備の総面積の3割を超える増減
 - イ 森林作業道の開設総延長の3割を超える減

3 実施計画及び年度別計画の作成

- (1) 知事は、毎年度、翌年度に実施する計画書（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、知事が実施計画を作成するために必要な資料として、市町村ごとの翌年度の事業計画（以下「年度別計画」という。）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)で提出した実施計画をもとに、林野庁長官から翌年度補助金の予定配付額の内示があつた場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 年度途中において実施計画を変更する場合は、(1)及び(3)の規定を準用するものとする。
- (5) 年度別計画の様式及び提出時期については、各年度、別に定めるものとする。
- (6) 市町村長は、次に掲げるものに該当することとなつた場合は、(5)の規定にかか

わらず、速やかに年度別計画を変更し、知事に提出するものとする。

ア 総事業費の増

イ 特定機能回復事業（森林緊急造成）の実施区域の変更

4 事前計画の作成

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐（以下「人工造林等」という。）又は森林作業道整備について補助を受けようとする者は、別記様式第1号により事前計画を作成するものとする。ただし、別記様式第1号と同等の記載内容を示す既存の資料等がある場合は、その添付によることができるものとする。なお、第7の5により、森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。
- (2) 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき、人工造林等及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括した区域とする。
- (3) 計画期間は人工造林等の実施予定年度を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
- (4) 事前計画は計画の対象となる補助事業の実施前に、当該補助事業の実施箇所を所管する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市、及び乙訓郡大山崎町にあっては京都府京都林務事務所の長）（以下「振興局長等」という。）に提出しなければならない。
- (5) 振興局長等は提出のあった事前計画の内容について、第2の1の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、補助要件への適合性や計画の効率性等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

第4 補助区分

森林環境保全整備事業の補助区分は次のとおりとする。

1 森林経営計画造林

森林法第11条第5項の規定により森林経営計画の認定を受けたものが、当該計画に基づいて行うもの（森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で、森林経営計画に基づいて行う施業と一体的に行う附帯施設等整備及び森林作業道整備を含む）。

なお、森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画において計画されていること。

2 特定間伐等促進計画造林

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項に規定する特定間伐等促

進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が、当該計画に基づいて行うもの（当該施業と一体的に行う附帯施設等整備及び森林作業道整備を含む。）については、補助金交付申請の際に第5の2の(1)のその他欄に掲げるカの手書を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

3 経営管理実施権配分計画造林

民間事業者が、経営管理実施権配分計画に基づいて行うもの（当該施業と一体的に行う附帯施設等整備及び森林作業道整備を含む。）については、補助金交付申請の際に第5の2の(1)のその他欄に掲げるカの手書を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

4 分収林造林

森林所有者等による整備が進みがたい森林等において実施される分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備に係るもの。

5 被害地造林

次のいずれかに該当するもの。

- (1) 気象害等による人工林被害地で行う人工造林
- (2) 気象害による被害地で行う倒木起こし

6 協定締結造林

特定機能回復協定及び重要インフラ施設協定に基づいて行うもの。

7 普通造林

1～6以外のもの。

第5 補助金の交付申請

要綱第3条に規定する補助金の交付申請については、次のとおりとするほか、交付申請の単位等細部取扱いについては、国運用の定めに準じるものとする。

1 補助金交付申請の委任

事業主体は、補助金の交付申請及び補助金の受領について、第三者に委任することができる。

2 補助金交付申請における添付書類等

(1) 要綱第3条に定める「別に定める書類」は次表のとおりとする。ただし、施行地の位置、区域、面積及び施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等を提出する場合は、施業箇所位置図、施業図及び森林作業道整備に係る出来高書類等のうちイ 出来高路線位置図について、省略することができる。

書類名	様式・内容等
施業箇所位置図	縮尺 5 万分の 1 の地形図又は管内図等に施行地の位置とその番号を記したもの
施業図	縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面若しくは縮尺 5 千分の 1 の実測図又は精度が高い図面。なお、間伐及び更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
搬出材積集計表	第 2 号様式（森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐、森林雪害緊急整備事業、森林災害緊急整備事業、又は特定機能回復事業（被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備に限る。）の保育間伐及び更新伐、特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。）の一貫作業並びに特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備に限る。）の更新伐に係る交付申請に限る。）。なお、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合、それぞれを記載する。
社会保険等の加入実態状況調査表	第 3 号様式。ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては省略することができる。
実行経費の内訳を示す書類	設計書及び請負契約書等。ただし、次に掲げる事業を実施した場合に限る。 ア 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。） イ 市町村が請負に付して実行した事業 ウ 森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合 エ 森林雪害緊急整備事業（機能回復の区分のものに限る。） オ 森林災害緊急整備事業
森林作業道整備に係る出来高書類等	ア 出来高内訳書（第 4 号様式） イ 出来高路線位置図（縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等） ウ 出来高平面・横断図面 エ 森林施業省力化事業実施要領（平成元年 8 月 11 日付け元森第 810 号）に定める森林作業道作設に係るチェックリスト
平均胸高直径調査表	第 5 号様式（保育間伐を伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満の林分（12 齢級以下の林分及び別表の 8 のなお書きの場合を除く。）で実施した場合に限る。）
補助金の交付申請又は受領に係る委任状	事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
現地写真	事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影した写真（オルソ画像等を含む。）で、原則として位置情報が記録されたものとする。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該対応を行うこと。 ア 下刈りの場合、遠景及び近景を撮影する。なお、人工造林

	<p>の施行地における4回目以降の下刈りは、下刈りの必要性を証するに足る現地写真その他の資料を添付すること。</p> <p>イ 人工造林のうち気象害等による人工林被害地で行う場合、保育間伐のうち別表の8のまた書きの場合、更新伐のうち別表の9のなお書きの場合及び第7の5により森林作業道の復旧を行う場合は、被害等の状況について撮影すること。</p> <p>ウ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐、特定機能回復事業（被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備に限る。）の保育間伐及び更新伐並びに特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備に限る。）の更新伐の場合、伐採木の搬出状況及び必要に応じて集積場所におけるはい積状況等を撮影すること。</p> <p>エ 森林作業道整備の場合、事業完了後に出来高数量の確認が困難な簡易構造物等にあつては、当該構造物の数量等の確認が可能な施工状況等を撮影すること。</p>
その他	<p>ア 事業主体としての要件を満たしていることが確認できる書類（森林所有者等との協定書、施業実施協定書、団体規約、森林共同施業団地協定書等の写し）</p> <p>イ 事業主体が森林所有者でない場合に、当該事業を実施する権限を有していることが確認できる書類（受委託契約書、分収林契約書等の写し）</p> <p>ウ 事業主体が事業主体以外の者に作業を実施させた場合に、当該委任等の関係が確認できる書類（受委託又は請負契約書の写し）</p> <p>エ 第6の4の査定係数の適用が確認できる書類（人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等）</p> <p>オ 第4の2の特定間伐等促進計画造林については、森林経営委託契約書等（森林所有者から森林の経営の委託契約等により当該林分について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面）の写し（事業主体が森林所有者以外の場合に限る。）</p> <p>カ 第4の1の森林経営計画対象林班若しくは隣接林班で行う森林経営計画造林、第4の2の特定間伐等促進計画造林又は第4の3の経営管理実施権配分計画造林については、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類</p> <p>キ 第1の3の機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる書類 （ア） 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者</p>

	<p>表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類の写し）</p> <p>（イ） 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象となることを確認できる書類</p> <p>ク 第9の4のただし書きにおいて、今後の樹木の育成により伐採される可能性のある区域が事業実施区域から除外されていることが確認できる書類（電力会社から徴収した当該森林に係る送電線の種別と樹木との離隔距離、今後保安伐採の可能性のある区域等）</p> <p>ケ 国運用の別表1のナに定める環境負荷低減チェックシート（造林関係）</p> <p>コ その他知事が必要と認める書類</p>
--	--

(2) 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり補助事業の施行地を所管する振興局長等に提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合は、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

(3) 交付申請者は、(1)及び(2)の書類のほか、以下の書類を整備するものとする。

なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、しゅん工検査時に検査員へ提示するものとする。

ア 測量野帳（平均胸高直径調査表に係る調査野帳を含む。また、GNSS等による面積測量又はオルソ画像等の提出を行った場合は、当該GNSS等による面積測量又はオルソ画像等作成に要したデータを含む。）

イ 補助金交付申請書、搬出材積集計表及び社会保険等の加入実態状況調査表の証拠書類

(ア) 苗木、使用資材等の購入伝票

(イ) 搬出材積の検測野帳及び木材市場等の伝票

(ウ) 社会保険等の支払いに係る納付書等

(エ) 事業実施主体の事業完了に係る確認書類（検査調書、完了届等）

(オ) 作業に従事した現場労働者等の出役簿、作業日報等

(カ) 森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第 3 の 2 のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録

(キ) その他検査員が必要と認めるもの

ウ 森林経営計画等に基づくものとして査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は経営管理実施権配分計画等（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）。

エ 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権限を有する者を明らかにする書類。

(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠資料を整備するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

ア 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿

イ 施行地ごとの施行台帳

ウ 補助金及び経費明細書。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。

3 補助金交付申請に当たっての留意事項

(1) 補助金交付申請書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

(2) 森林経営計画等に基づくものとして査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、補助金交付申請書に、森林経営計画の認定番号、特定間伐等促進計画の名称若しくは番号又は経営管理実施権配分計画の番号等を記すこととする。

(3) 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量の成果を利用して求めるものとし、現地測量は以下により実施するものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、しゅん工検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

ア 測量方法は、ポケットコンパス等による測量、GNSS 等による面積測量及びオルソ画像等とする。ただし、面積 1 ヘクタール未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。

イ アのただし書きの規定は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。

ウ 測量の精度は、以下によることとし、これを超えるときは再測量を行う。

(ア) コンパス等による測量の場合は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 以内とする。

(イ) GNSS 等による面積測量の場合は、別に定めるものとする。

(4) 第 5 の 1 において、申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合、当該申請者（以下「代理申請者」という。）は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

第6 補助金の査定

振興局長等は、検査に基づいて補助金の査定を行う。補助金の査定は下記に基づいて行うこととするほか、細部取扱いは国運用の定めに準じるものとする。

1 補助金の算出

(1) 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。ただし、施行地内の植栽不可能地であって、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは、事業量に含めないものとする。

また、間伐及び更新伐及び一貫作業に係る事業量は、既設の森林作業道（京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林第152号農林水産部長通知）

（以下、「作設指針」という。）に適合する森林作業道等であって台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

なお、標準単価には事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて、間接費を加算することができる。

(2) 補助金額

補助金の算出は次による。

- ア 森林環境保全整備事業（特定機能回復事業のうち保全松林緊急保護整備を除く。）における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- イ 絆の森整備事業（共生環境整備に限る。）及び特定機能回復事業のうち保全松林緊急保護整備における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。
- ウ 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）における補助金額は、実行経費に補助率を乗じて求める。
- エ 機能回復整備事業における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- オ ア～エにかかわらず、市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち第7の2により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。
- カ 森林雪害緊急整備事業（復旧造林等に限る。）における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- キ 森林雪害緊急整備事業（機能回復に限る。）における補助金額は、標準経費と実行経費のいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- ク 森林災害緊急整備事業における補助金額は、標準経費と実行経費のいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

2 間接費

1の(1)により標準単価に加算できる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容及び加算額は、標準単価設定通知のとおりとする。

3 調整率

1の(1)の標準経費は、標準単価に調整率を乗じて求めることができる。
ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

4 査定係数

査定係数は次のとおりとする。

区 分		査定係数	
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」(以下「効率的施業区域」という。)又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区地域」(以下「特定植栽促進区域」という。)において、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は経営管理実施権配分計画において経営管理実施権の設定を受けた民間事業者(以下「計画策定者等」という。)が当該森林経営計画等に基づいて行う1ヘクタール当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り	180
		計画策定者等が、当該森林経営計画等に基づいて行うもの	170
		森林経営計画の認定を受けた者が、森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で、森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐(この場合、第2の1の(3)のアの(ア)において「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。)	
		計画策定者等が、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において、森林経営計画等に基づき行う人工造林及び樹下植栽等	

		効率的施業区域又は特定植栽促進区域において、計画策定者等が当該森林経営計画等に基づいて行う1ヘクタール当たり2,000本以下の人工造林施行地における4回以降の下刈り	90
		鳥獣被害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（森林整備と一体的に実施するものを除く。）	
		人工造林及び樹下植栽等であって、伐採造林届出書に基づいて行うもの（査定係数180及び170に該当するものを除く。）	
		下刈り、雪起こし及び倒木起こし（査定係数180及び170に該当するものを除く）	
機能回復整備事業	特定機能回復事業	森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林（以下「保安林等」という。）において行う森林緊急造成	180
		被害森林整備	170
		重要インフラ施設周辺森林整備 林相転換特別対策（特定スギ人工林）	180
		保安林等以外の森林で行う森林緊急造成	90
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業		180
森林雪害緊急整備事業			170
森林災害緊急整備事業			170

- (1) 森林経営計画等に基づいて行うものとは、森林経営計画等において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（附帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）、当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし及び倒木起こしを含む。
- (2) 森林経営計画の認定を受けたものが森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐には、当該施業と一体的に実施される事

業（附帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。（3）において同じ。）を含む。

- (3) 伐採造林届出書に基づいて行うもの（森林経営計画等に基づいて行うものを除く。）には、目的とする施業と一体的に実施される事業（当該施業の対象森林で実施されるものに限る。）を含む。
- (4) 伐採造林届出書に基づいて行うものには、新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うもの及び伐採造林届出を要しないものを含む。
- (5) 特定機能回復事業のうち森林緊急造成に係る査定係数は、第3の3の(2)の年度別計画で明示された区域内で実施する場合であって、特定機能回復協定において当該森林の今後の維持・管理手法等について明記されたものについて適用する。

第7 森林作業道

要綱別表において補助の対象とする森林作業道整備の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 要綱別表に規定する森林作業道は、林道、林業専用道等と接続して林内路網を形成し、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に用いられる道であり、その構造規格は作設指針によるものとし、事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面により明らかであること。
- 2 森林作業道に係る標準経費の積算は、標準断面、標準設計が適用できる部分に限るものとし、土工以外の簡易な構造物を標準単価により積算する場合は、当該構造物の必要な部分の経費が3,000円/メートル（土工経費を除く。）以内となるように積算するものとする。

なお、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助対象経費は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）（以下「設計積算要領等」という。）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合は、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）とする。
- 3 要綱第6条第3項に定める「別に定める期間」は、森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない（特定機能回復事業により実施する場合を除く。）。森林作業道整備後に実施される施業については確認を行い、期間内に施業が実施されなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- 4 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - (1) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。（2）において同じ。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
 - (2) 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

- (3) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
 - (4) 改良の内容については、作設指針第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
- 5 森林作業道の復旧については、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- (1) 1箇所の（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
 - (2) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
- 6 施行対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設など森林施業効の率性の向上に貢献しない森林作業道開設は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く。）
- 7 森林作業道の整備（平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。）を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、別記第6号様式により森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。
- 8 森林作業道の整備終了と一体的に実施することとされている施業の終了時期が異なる場合には、補助金交付申請は、それぞれの事業の終了の時期ごとに区分して行うことができる。
- 9 森林作業道整備の事業主体は、当該森林作業道と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えない。
- 10 2において標準断面又は標準設計が適用できない部分があり、当該部分について設計積算要領等に基づき補助対象経費を算出する場合及び森林作業道の改良を実施する場合は、事業主体は事業実施前に当該部分に係る設計図書及び積算書を作成し、振興局長等の審査を受けるものとする。

第8 交付決定等

1 補助金の交付事務

- (1) 振興局長等は、しゅん工検査及び補助金の査定が完了したときは、別に定めるしゅん工検査調書及び補助調書を作成するものとする。
- (2) 知事は、提出された補助金交付申請書及び(1)の書類に基づいて、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行い、(1)で作成した補助調書を添付して申請者に通知するとともに、遅滞なく補助金を交付するものとする。
- (3) 振興局長等は、補助金の額が確定された場合は、別記7号様式によりその内容を農林水産部長に報告するものとする。

2 代理申請者への補助金の交付等

- (1) 第5の1において、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を事業主体から委任されている場合、補助金の交付決定及び額の確定通知並びに交付は代理申請者を通じて行うものとする。
- (2) 代理申請者は、補助金を受領した場合には、事業主体に補助金の交付決定及び額の確定内容を通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。
- (3) 代理申請者は受領した補助金を全額事業主体に支払うものとする。ただし、直接その事業に関係する次に掲げる経費については、事業主体との書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
 - ア 補助金事務取扱手数料
 - イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - ウ 当該施行地の森林保険料
 - エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- (4) 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（(3)により事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。
- (5) 代理申請者は、当該事業主体に補助金支払後、直ちに別記第8号様式により森林整備補助金支払状況報告書を振興局長等に提出するとともに、証拠書類を整備保管するものとする。

3 補助金交付の条件（補助金の返還等）

要綱第6条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の施行地において、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守するとともに、災害の発生に備え、森林保険の活用を検討し、できる限り加入に努めること。
- (2) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を行った場合において、当該施行地につき、その実施年度又は翌年度内に植栽又はは種を行わないときは、交付を受けた地拵えに係る補助金相当額を返還すること（ただし、正当な理由がある場合を除く。）。
- (3) 人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還すること（ただし、正当な理由がある場合を除く。）。
- (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え又は更新伐を行った場合において、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又はは種により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた地拵え又は更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽又はは種以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 花粉発生源対策促進事業により花粉発生源植替えを行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られてい

ないと知事が判断したときは、植栽（花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗に限る。）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。

- (6) (2)～(5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること（ただし、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金による森林整備事業以外の事業で実施された場合及び正当な理由がある場合を除く。）
- (7) 面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知・以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、当該施行地につき交付決定を受けた補助金額（補助金の交付を受けた補助事業以外の補助事業に係る査定が適用される場合は、当該補助金額に相当する額とその査定を適用して算出される補助金額との差額）を返還しなければならない。
- (9) 農山漁村地域整備交付金により森林整備事業を実施した場合において、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (11) 公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用等する場合には、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができる。
この場合、別記第9号様式により協議書を作成し、知事に提出するものとする

第9 その他

- 1 森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告するものとする。
- 2 市町村長は、森林整備事業の円滑な実施を図るため、知事及び関係団体等と密接な連携の下に、事業の推進に協力するものとする。
- 3 重要インフラ施設周辺森林整備における協定については、事業を円滑に実施するため、事業実施主体と重要インフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。
- 4 電力会社が管理する送電線下の森林については、原則、事業を実施しないこと。ただ

し、やむを得ず、送電線下の森林において事業を実施する場合であって、電力会社と調整を図り、今後の樹木の育成により伐採される可能性のある区域を事業実施区域から除外している場合は、その限りでない。

- 5 補助事業に関連して、事業主体自らが集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 6 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 7 第8の3の補助金の返還については、森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に準じ行うものとする。
- 8 本要領に基づき知事又は振興局長等に提出する書類は正本1部とし、知事に提出する書類は補助事業の施行地を所管する振興局長等に提出するものとする。
- 9 国の令和4年度補正予算（第2号）のうち合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策として実施するものの対象区域及び事業内容は、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する供給力・体質強化計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備とする。
- 10 国の令和4年度補正予算（第2号）のうち「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策として実施するものの対象区域及び事業内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施する森林環境保全直接支援事業又は特定森林再生事業
 - (2) 流域治水の取組と連携して実施する森林環境保全直接支援事業又は特定森林再生事業
- 11 国の令和5年度補正予算（第1号）のうち合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策として実施するものの対象区域及び事業内容は、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）とする。
- 12 国の令和5年度補正予算（第1号）のうち「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策として実施するものの対象区域及び事業内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施する、森林環境保全直接支援事業又は特定機能回復事業
 - (2) 淀川水系流域治水プロジェクト又は由良川水系流域治水プロジェクトにおいて森林整備事業実施区域として位置づけられた区域で実施する、森林環境保全直接支援事業又は特定機能回復事業

附 則

- 1 この要領は令和6年7月9日から施行する。
- 2 この要領の改正前の本要領に基づいて実施している事業は、なお従前の例による。

別表

施 行 基 準

1 人工造林

下表の基準植栽本数以上とする。

ただし、この基準値にかかわらず、施行地が普通林、効率的施業区域又は特定植栽促進区域の場合は、施行地の存する市町村における市町村森林整備計画に、また、施行地が保安林の場合は、施行地における指定施業要件に適合する植栽本数とする。

なお、対象樹種は市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が 10 年以上のものとする。

樹 種	基準本数（1ヘクタール当たり）
す ぎ ・ ひ の き	2,000 本（コンテナ苗やエリートツリー等 を活用する場合は 1,500 本）
あかまつ・くろまつ	1,500 本
そ の 他 針 葉 樹	1,500 本
くぬぎ・こなら	1,500 本
そ の 他 広 葉 樹	1,500 本

補植は、人工造林により 1,500 本/ヘクタール以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30 パーセント以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として 1 回に限り行えるものとする。

2 樹下植栽等

(1) 基準植栽本数は 1 ヘクタール当たり 600 本以上とする。

(2) 天然更新による森林の育成を目的とした不用木及び不良木の伐採を行う場合は、下表の基準により行うものとする。ただし、確実な更新が見込まれる森林で実施する場合に限るものとし、必要に応じ、地拵えや地表のかき起こし等、更新に必要な環境整備を行うものとする。

区 分	基 準
改 良 (針葉樹)	まつ等の針葉樹を対象に、本数率でおおむね 20 パーセント以上の不用木、不良木の伐採、除去を行う
改 良 (広葉樹)	広葉樹林を対象に本数率でおおむね 40 パーセント以上の不用木、不良木の伐採、除去を行う

3 下刈り

原則として全面刈払い（年 1 回）により雑草木を除去する。

ただし、林相転換特別対策（特定スギ人工林）により実施する場合には、同一施行地における下刈りについては 3 回までとする。

4 雪起こし

本数率で 30 パーセント以上の雪圧倒伏木の引起こしを行う。

5 倒木起こし

本数率で 30 パーセント以上の倒伏木の起こしを行う。

6 枝打ち

生枝を 1.0 メートル以上打ち上げるものとする。

また、枝打ちの高さは地上おおむね 8 メートルを上限とする。

7 除伐

主として主林木（天然生の有用木を含む。）の成長を阻害する不用木の除去を行うものであって、原則として全ての不用木を伐採するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は植栽を行った樹木の 10 パーセント未満とする。

なお、森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満の林分において実施することができる。

8 保育間伐及び間伐

本数率で 20 パーセント以上の不良木を伐採する。

また、特定機能回復事業による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合、第 2 の 1 の (1) のただし書きにかかわらず、過去 5 年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

9 一貫作業

- (1) 植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び花粉症を発生させるおそれがないと知事が認める樹種（広葉樹を含む。）であり、かつ 1 の基準を満たすものとする。
- (2) 1 ヘクタール当たりの植栽本数は 2,000 本以下とする。ただし、広葉樹を植栽する場合に当たって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ヘクタール当たり 2,000 本以上の植栽を可能とする。
- (3) 「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 林整整第 977 号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- (4) 前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (5) 補植については、1 の補植に関する規定を準用する。

10 更新伐

本数率でおおむね 30 パーセント以上の不良木を伐採することとし、下表に定める事業区分については、同表の基準により実施するものとする。

また、更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

なお、特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合、第2の1の(1)のただし書きにかかわらず、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

区 分	基 準
整 理 伐	天然林の質的・構造的な改善を目的として行うものとし、当該林分の主林木について、本数率でおおむね 70 パーセント以下の伐採を行うもの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。）とする。
人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的に行うものとし、主林木の伐採率は本数率でおおむね 50 パーセント以下とする。
面的複層林施業	面的複層林施業通知に定める方法により伐採を行うものとする。

11 被害地造林

第4の5の(1)の気象害等による人工林被害地で行う人工造林は、その施行予定地の造林木の本数被害率が 30 パーセント以上の林分において実施するものとする。

ただし、被害地造林を松くい虫被害地において行う場合には本数被害率が 5 パーセント以上の松林（天然林を含む）において実施することができる。

12 附帯施設等整備

(1) 鳥獣害防止施設等整備

鳥獣害防止施設等整備は、被害状況に応じ適切に設置するとともに、事業効果が十分発揮されるよう事後管理を徹底することとし、下表に定める事業区分ごとの基準により実施し、別に定める標準単価の積算基礎と同等以上の施行とすること。

区 分	基 準
防護柵	<p>(1) 防護柵本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するネットは、幅 1.8 メートル以上でメッシュは 10 センチメートル以下のものとし、ステンレス線入り又はステンレス線入りと同等の強度を有するものであること。 ・支柱（立木を活用する場合は立木）の間隔は 5 メートル以下とし、防護柵全体が自立するように施行すること。 ・シカ等の飛び越えによる侵入を抑制するため、ネットのたるみが生じないように施行し、使用するネット幅と同等程度の高さを確保すること。 ・ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかり固定し、シカ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。 <p>(2) スカートネット（設置する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するネットは、幅 1.35 メートル以上でメッシュは 10 センチメートル以下のものとする。 ・現地の状況に応じ、地上から 50～100 センチメートル高さで防護柵本体と固定すること。 ・ネットと地面の設置点は、アンカー等でしっかり固定し、シ

	<p>カ等の潜り込みによる侵入を抑制すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候型の場合は、支柱1本おきに支持ロープを柵の内側と外側に交互に張ることを基本とする。また、防護柵の屈曲点（垂直方向・水平方向）には、原則として支持ロープを張ること。ただし、地形条件等により支持ロープの設置の困難な箇所のある場合は、この限りではない。
忌避剤	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、植栽木の全数に散布することとし、薬剤の希釈倍数、使用量等は、使用薬剤に係るメーカー仕様書によること。
食害防止チューブ（ネット）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、植栽木の全数に設置するものとする。
樹皮剥ぎ防止テープ（ロープ）	<ul style="list-style-type: none"> ・600本/ヘクタール以上巻き付けるものとする。 ・巻き付けは山手側において、地際より1.5メートルの高さまで20センチメートル間隔で巻き付けるものとする。（4箇所巻き付けは、地際より1.5メートルの高さまで4箇所巻き付ける。） ・使用するテープは、原則、生分解性のものであること。
樹皮剥ぎ防止巻き	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット、不織布等を600本/ヘクタール以上巻き付けるものとする。

(2) 荒廃竹林整備

森林整備を実施する対象森林に侵入した竹及び対象森林に隣接する竹林の竹を全て除去するものとする。

ただし、事業量は対象森林で一体的に実施する施業の事業量を超えないものとする。

13 衛生伐

松くい虫による被害が微害・中害状態にある保全する松林において、当年枯れ被害木について実施するものとする。

14 花粉発生源植替え

(1) 伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70パーセント以上について行う。

(2) 植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。なお、花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉症対策苗木及び知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

15 その他（間伐等における林内残置木の取り扱い）

保育間伐、間伐及び更新伐において林内に残置する伐採木については、適切な滑落・流出防止対策を施すものとし、必要に応じて、次の基準により枝払・玉切・片付（以下、枝払等という。）を実施することができるものとする。

(1) 防災上等の理由から枝払等の実施が必要と認められる林分で実施すること。

- ア 豪雨等時の伐採木の流出を防止するため、伐採木の小運搬及び集積が必要な林分
- イ 景観の維持保全のため、一定の林内整理が必要な林分

- ウ 後続作業の安全性を確保する観点から一定の林内整理が必要な林分等
- (2) 枝払等を実施する場合は、伐採木の樹幹から末木、枝条を切り払い、小運搬が可能な程度に玉切した上で、滑落等の危険性がない場所に集積すること。
 - (3) 伐採木の 80 パーセント以上について、枝払等を実施すること。

第1号様式

番 年 月 号 日

京都府広域振興局長 様
京都林務事務所長 様

計 画 作 成 者

森林環境保全直接支援事業に係る事前計画の提出について（第 回）

森林整備事業実施要領第3の4の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 計画対象区域等
- 2 計画対象区域内の路網の現況と目標
- 3 年度別計画
- 4 施業箇所及び内容
- 5 事業計画図

別添のとおり

搬出材積集計表

申請単位番号：

申請番号	施行地	面積 (ha)	補助対象面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	証明書等	搬出方法
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
					①納品伝票 その他() ②写真 ③現地検収野帳	
計						
				1ha当たりの搬出材積		

(注)

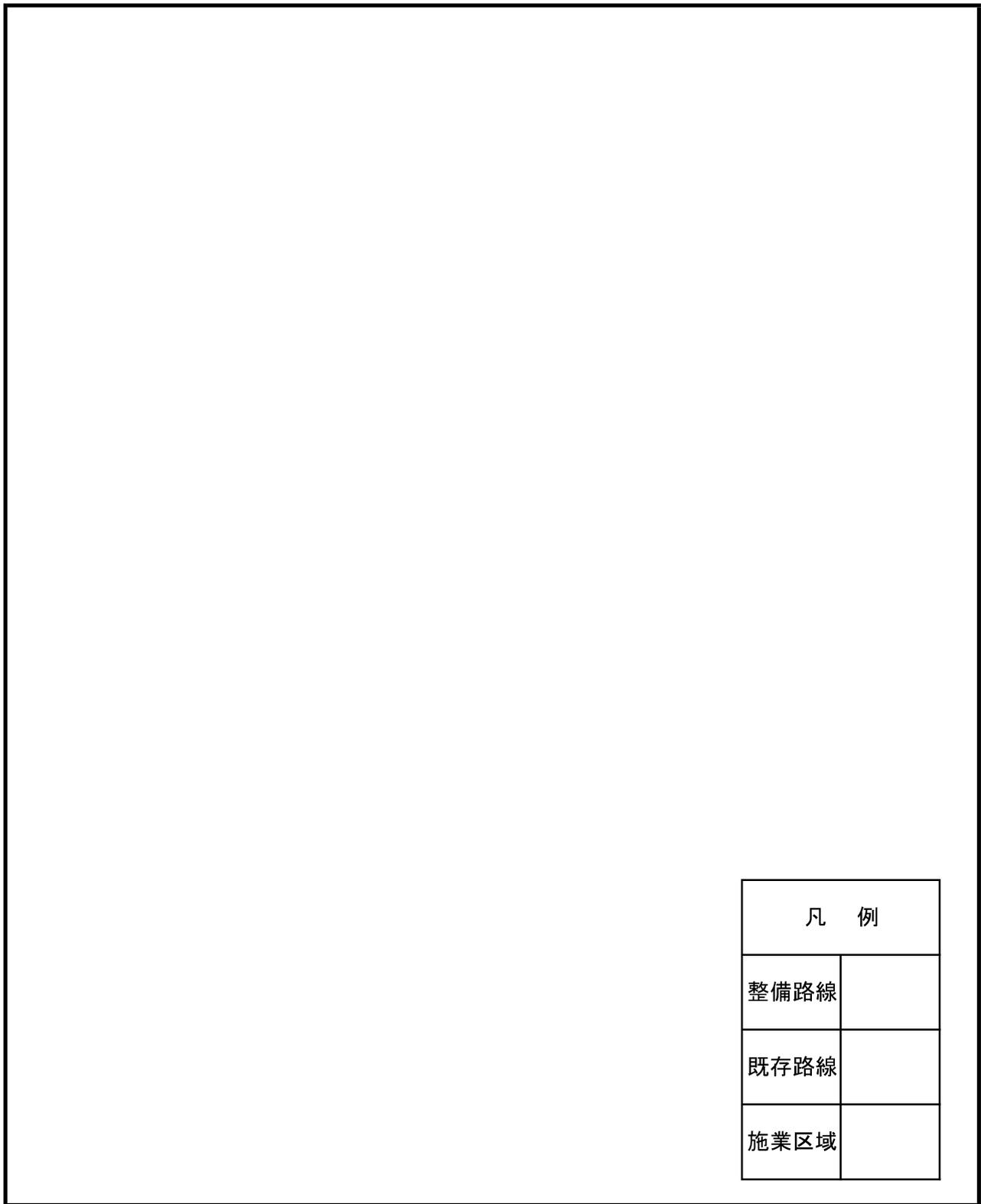
- 1 査定単位(搬出材積を区分したまとまり)ごとに作成すること。
- 2 補助対象面積欄には、施行地の面積から既設の森林作業道の敷地面積を除いた面積を記載する。
- 3 証明書等欄には、搬出材積を証明する証拠書類の種類を記載する。
- 4 搬出方法欄には、車両系及び架線系の別を記載する。

年度森林作業道整備出来高内訳書

申請番号		路線名		幅員		延長		工期		
事業費内訳										
区分		数量		単価		金額		備考		
(A)	直接 工事費	土工					$\theta \leq 25^\circ$	m		
							$25^\circ < \theta < 35^\circ$	m		
							$35^\circ \leq \theta$	m		
			計							
	(消費税相当額)									
	直接費計									
	間 接 費	現場監督費								
社会保険料等										
計										
事業費計										
(B)	直接費計								経費内訳は別添のとおり	
	間接費計								経費内訳は別添のとおり	
	(消費税相当額)									
	事業費計									
事業費合計(A)+(B)										
実行経費										
施業実施計画										
施業の内容		施業実施面積								
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計	

- 注 1 金額欄は、千円未満を切り捨てて記載すること。
 2 土工の備考欄には、傾斜区分ごとの延長内訳を記載すること。
 3 区分欄(A)及び(B)にはそれぞれ次に掲げる部分の内容について記載すること。
 (A) 森林整備事業の標準単価が適用できる部分
 (B) 森林整備事業の標準単価が適用できない部分
 4 区分(B)がある場合は、当該区分に係る経費内訳(設計書等)を別途添付すること。また、事業を請負に付して実施した場合は、実行経費欄に請負金額を記載すること。

出来高路線位置図



凡 例	
整備路線	
既存路線	
施業区域	

注1 森林計画図等地形が判読できる図面の上に路線位置を記載すること。

2 凡例は適宜追加すること。

出来高平面図・横断面図

路線名： _____

- 注1 平面図には測点、測点番号及び簡易構造物の位置を記載するとともに、路線の平均縦断勾配及び最急縦断勾配を記載すること。
- 2 横断図には地山線、幅員、法勾配等を記載すること。

平均胸高直径調査表

樹種・林齡

申請番号

胸高直径		標準地1	標準地2	標準地3	本数計	直径合計
6	本数					
8	本数					
10	本数					
12	本数					
14	本数					
16	本数					
18	本数					
20	本数					
22	本数					
24	本数					
26	本数					
28	本数					
30	本数					
合計					(B)	(A)

平均胸高直径 (A) 0 cm ÷ (B) 0 本 =
 (伐採木平均) (A) 0 cm ÷ (B) 0 本 = ()

※1 調査にあたっては、施行地内の標準的とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として標準地を1箇所以上設定し、当該区域内のすべての立木について胸高直径を測定するものとする。

※2 調査表には、測定した立木の本数を標準地ごと、直径階ごとに記載することとし、測定した標準地内の立木のうち伐採木については、各欄を2段書きし、下段に()書きで記載することとする。

森 林 作 業 道 台 帳

台帳整理番号	路線名	所在地	登録年月日														
開設の状況																	
年度	延長	幅員	事業費	査定区分	補助金	事業主体		事前計画の提出年月日		管理者		名称	所在地				
						保安林種類	保安林面積	作業許可年月日	作業許可年月日								
接続道路の状況																	
区分	路線名	延長	幅員	道路の種類		管理者											
起点側																	
終点側																	
利用状況																	
施業の内容	計画面積	施業実施面積						合計									
		年度	年度	年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
受益者	氏名	住所	住所	氏名	住所												
備考																	

番 年 月 日

農林水産部長 様

広 域 振 興 局 長
(京都林務事務所長)

年度(第 期) 森林整備事業補助金の額の確定について

下記のとおり森林整備事業補助金の額を確定したので報告します。

記

I 事業別総括表

申請者 (交付先)	件数 (件)	延長・面積等 m・ha・本	査定経費 (円)	補助金 (円)	内訳		備考
					国費	府費	
計							

II 事業主体別再掲

申請者 (交付先)	件数 (件)	延長・面積等 m・ha・本	査定経費 (円)	補助金 (円)	内訳		備考
					国費	府費	
計							

III 市町村別再掲

市町村	件数 (件)	延長・面積等 m・ha・本	査定経費 (円)	補助金 (円)	内訳		備考
					国費	府費	
計							

第9号様式

補助金返還免除の協議書

年 月 日

京都府知事 様

氏 名

年 月 日付で届出た造林地転用については、下記のとおり補助金返還の減免について、森林整備事業実施要領第8の3の(11)の規定により協議します。

記

- 1 補助金返還が減免となる理由
- 2 転用計画
- 3 転用区域見取図